

会 議 の 進 行

事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
本日の会議の定足数を確認いたします。
本日は、委員5名の出席をいただいております。宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。
なお、本日会長が欠席となりますので建築基準法第81条第3項の規定によりまして、会長の代理である柴田委員に議事の進行をお願いいたしたいと思っております。
それでは柴田会長代理審議の進行をお願いいたします。

<次第1 開会>

会長代理 ただいまから、平成30年度 第4回宮城県建築審査会を開催いたします。
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 傍聴者はおります。

会長代理 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
本日の議事録の署名を、柳澤委員と高山委員にお願いします。

<次第2 報告>

会長代理 はじめに、報告について、事務局から説明願います。

事務局 山元町中浜小学校の指定について（報告）

会長代理 事務局の説明について、何か質問ございますか。
無いようですので、次に移ります。

<次第3 審議事項>

会長代理 次に本日審議する案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 本日審議いただく案件についてご説明します。

議案3件と報告事項1件でございます。

まず第1号議案につきましては、建築基準法第3条第1項第3号規定による保存建築物の指定についての案件でございます。

場所は気仙沼市で酒造店舗の修復復原の計画でございます。

第2号議案は、建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る事前同意基準の改正についてでございます。

第3号議案は、建築基準法第44条第1項第2号の規定による道路内の建築制限の例外許可に対する同意についての案件でございます。

場所は気仙沼市で公衆便所の計画でございます。

また、報告事項といたしまして、事前同意基準に基づく許可状況についての報告がございます。

<第1号議案の審議>

会長代理 まず、個別の案件について審議いたします。

第1号議案について、事務局から説明願います。

事務局 (第1号議案について説明)

鈴木委員 男山本店の酒造工場は、どちらにあるのですか。

事務局 1号議案のP6の案内図でみて、男山本店の北側の端にあります。

高山委員	2階をテナントとして貸すとのことですが、2階の飲食店が遅くまで営業する場合はテナントの店主が管理するのですか。
事務局	テナントの営業時間は未定ですが、男山本店の従業員がすべての階を管理することになります。
鈴木委員	テナントが飲食店というのは決まっているのですか。
事務局	まだ、決まっておりませんが、第一候補が飲食店であり、消防とも飲食店の用途で協議を行っております。
鈴木委員	被災前、1、2階はどのような用途だったのですか。
事務局	2階は事務所として使用していました。
柳澤委員	3階の柱・梁材が海水に浸かっていると思われるが、もう一度再利用することは問題ないか。塩害による損傷は想像以上の酷さと感じたことがあり、また、今後どのくらい使用される予定なのかが気になりました。文化財としての価値があるのですから、残すべきだとは思いますが、どのような改修で保存していくつもりなのか教えていただきたい。
事務局	3階も一時的に海水に浸かっているのですが、使用できる部材を集めて埋木等で補修して、3階の柱・梁として使用します。1、2階については、すべて新材で作ります。
柳澤委員	慎重に見極めて頂きたいと思います。 壁はどのように仕上げるのですか。
事務局	合板の下地に漆喰塗りで仕上げます。

会長代理	店舗の柱や梁を表に出し、3階の天井を元々の材料を使用したいということで適用除外を受けるということですが、防火対策について気を遣っていただきたい。今回特にソフト面での代替措置ということでやられるのですから、管理体制の整備をしっかりと行っていただきたいところですね。
柳澤委員	飲食店の場合は夜間も営業しないと成り立たないという状況もありえるので、徹底した管理体制を行っていただき、よりよい利活用を目指していただきたいと思います。
事務局	しっかりとした管理体制を整えるよう、ただいまの意見を申請者に伝えたいと思います。
会長代理	それでは他に質問がないようでしたら、保存建築物の指定につきましては、同意することにしたと思いますがご異議ございませんか。 (異議ありません。)
事務局	異議が無いようですので、本件につきましては同意することとします。 <第2号議案>
会長代理	つづきまして第2号議案について事務局から説明をお願いします。
事務局	(第2号議案について説明)
会長代理	改正内容について、ご異議ございませんか。 (異議ありません。)
会長代理	異議が無いようですので、本件につきましては改正することとします。 <第3号議案>

会長代理	つづきまして第3号議案について事務局から説明をお願いします。
事務局	(第3号議案について説明)
柳澤委員	工事中の仮設ではなく、本設される恒久的なものですか。
事務局	そうです。
柳澤委員	なぜ男性用がないのですか。
会長代理	トイレには女性用と多目的用という看板が立つのですかね。
事務局	申請者に申し入れは行いたいと思います。 補足としまして、大島側の橋付近には男女別と多目的のトイレが設置される予定です。当初は大島側の橋付近のみのトイレ設置の計画ではございましたが、市民説明会より要望があり、大島側のトイレよりは規模は縮小されますが、今回の本土側にもトイレの設置に至ったものでございます。
柳澤委員	これは一車線の対向車線なのですか。どちら側から来た人でも利用できるのですか。
事務局	両方からの利用可能です。
鈴木委員	山の法面部分にまで道路区域が含まれるのはなぜでしょうか。いわゆる道路部分以外が含まれるのはどうしてでしょうか。道路でなければこの同意はいらないのですよね。
事務局	法面についても道路管理者が管理しているものになります。

鈴木委員 災害等もあり、道路管理者としての管理対象としているものなのでしょうか。
今回の計画の部分は、元々、転回を予定していたところになるのでしょうか。

事務局 道路側としましては今回予定していたところも含めて用地買収を行っておりまして、転回場も道路管理の対象です。転回場は本来、もう少し緩やかな形と想定しておりましたが、トイレ設置にあたり調整して今回の位置としたものと伺っております。

鈴木委員 止まって眺めがいいところなのですか。橋がよくみえるとか。

事務局 そこまで眺めがいいところではございません。
元々の転回場の目的としましては災害時や橋のUターンの利用になります。
今回計画の区域は道路事業の区域と道路区域がイコールとなっているものになります。

高山委員 転回場に5台駐車場があるわけですが、バックで駐車する場合などに支障はないのでしょうか。もう少し下げた方が出入りしやすく、より安全性が高まるのではないのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり図面では串刺しとなっておりますので配慮されているようにはみえないと思います。

高山委員 景色のながめもいいところではなく、休憩を主とするスペースではないのであれば、もう少し下げても影響ないのではないかと疑問に思ったものですから。

柳澤委員 回転しながら、そのまま入る形なのですよ。

事務局 そうです。

会長代理	<p>駐車場からトイレまでも遠いので、もう少し近くにつくる計画でもよかったと思いますね。車いすの人をそこまで引っ張っていくのも大変ですよ。</p>
会長代理	<p>それでは他に質問がないようでしたら、本件につきましては、同意するということにご異議ございませんか。</p> <p>(異議ありません。)</p>
会長代理	<p>異議が無いようですので、本件につきましては同意することとします。</p> <p>これにて本日の審議事項は終了します。</p> <p>< 次第 4 報告事項 ></p>
会長代理	<p>次に、報告事項について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。</p> <p>(事前同意基準に基づく許可状況について報告)</p> <p>建築審査会事前同意基準に基づく許可状況の報告事項は、以上になります。</p>
会長代理	<p>事務局からの報告事項等について、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>御質問がなければ、次に移ります。</p> <p>< 次第 5 その他 ></p>
会長代理	<p>その他について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>次回開催日程につきましては、平成31年5月21日(火)午後4時から開催を予定しております。</p>

開催については、別途文書でご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。
なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、
よろしくお願いいたします。

< 次第 6 閉会 >

会長代理

以上で、本日の議事はすべて終了といたします。